

## 被害者が創る条例研究会 2021 年度事業報告

### (1) ブックレット「すべてのまちに被害者条例を」第5版の発行と配付

ブックレット第5版を1500部発行した。令和3年4月以降条例を制定・施行した府県や政令指定都市が急増したため、最新の制定状況を反映した。

資料に「被害者条例および支援金制度の整備状況」と「被害者を支援する自治体の取り組み」についての項目を追加し、支援の詳細が一目で分かるようにした。

当会主催のオンライン講座やワークショップの参加者に配付するとともに、関係機関、問い合わせのあった犯罪被害者や犯罪被害者団体、関係団体などにも配付した。開催を後援した愛媛県内、熊本県内でのシンポジウムでは参加者に会場で配布して貰った。当団体が主催した東京でのシンポジウムや犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)が主催した全国大会は、オンライン開催であったため、参加者には冊子の内容の説明・解説を行い、送付による配付申し込みを受け付けた。

### (2) 冊子「市町村における犯罪被害者等基本条例案」第5版の増刷と配付

第5版を500部増刷した。

都道府県・政令指定都市犯罪被害者支援主管課、都道府県警察本部犯罪被害者支援室宛への郵送に加えて、全国被害者支援ネットワークを通じて全国の犯罪被害者支援センターに配布頂くなど、コロナ禍で各種会場配付できない関係機関へ郵送した。

### (3) シンポジウムの実施

#### 1) シンポジウムの開催

##### ① 愛媛県：2021年5月20日(土) オンラインにて開催。

愛媛大学法文学部・愛媛弁護士会主催、当団体後援。当団体から研究者が基調講演を行い、当団体メンバー(被害者と自治体職員)がパネリストとして参加した。

犯罪被害者、被害者支援団体関係者、地方自治体職員、矯正保護関係者、警察関係者、徳島大学関係者など約100名が参加した。

##### ② 熊本県：2021年7月31日(土) 熊本県民交流館パレア

熊本県弁護士会主催、当団体後援。当団体から研究者が基調講演を行った。

被害者支援団体関係者、地方自治体職員、教育委員会、地方検察庁、矯正保護関係者、警察関係者など約50名が会場参加した他、数名がオンライン参加した。

##### ③ 東京：2021年10月30日(土)、日本教育会館

当団体主催、日本弁護士連合会、全国被害者支援ネットワーク、犯罪被害者団体ネットワーク(ハートバンド)後援。

犯罪被害者、被害者支援団体、地方自治体職員、警察関係者、研究者、弁護士、更生保護関係者など250名が参加。

コロナ対策として、会場には登壇者の一部とスタッフのみが参加し、オンライン(ZOOMウェビナー、YouTubeによる同時配信)を利用して開催した。

#### (4) オンライン講座・ワークショップの開催

コロナ流行の影響を受け、各地に出向いてのワークショップ開催が難しくなったが、代わりに、ZOOM等を利用して、小規模、個人ベースで新しい形の講座も開催している。昨年度は、支援者や犯罪被害者を囲んで話を聞く会を持った。

今年度もその一環として、先進的な犯罪被害者支援を実践している支援団体の関係者を招き、それぞれの取り組みについて説明を受け、意見交換も行った。

- ① 7月18日 ひょうご犯罪被害者支援センター関係者。オンライン開催。
- ② 7月22日 みえ犯罪被害者総合支援センター関係者、三重県庁関係者。オンライン開催。
- ③ 7月25日 大阪被害者支援アドボカシーセンター関係者。オンライン開催。
- ④ 7月30日 長野県佐久市役所内にて、長野県在住犯罪被害者、長野県外在住犯罪被害者に当会メンバー1名が同行し、佐久市市長に条例制定の要望を行い、条例制定の必要性について意見交換を行った。
- ⑤ 1月12日 徳島市内にて、徳島犯罪被害者支援センター関係者、徳島県庁関係者と当団体メンバー2名が、地域の実情をふまえ意見交換を行い、県主催市町村等犯罪被害者支援担当者研修会を見学した。
- ⑥ 3月5日 意見交換会をオンラインにて開催。犯罪被害者、地方自治体関係者、犯罪被害者支援団体関係者、警察関係者、更生保護関係者、弁護士、研究者35名が参加。当団体主催シンポジウムでのパネルディスカッションをふまえ、条例に基づいていかに充実した支援を実践していくべきか等、パネリスト間で意見交換を行うのに加えて、参加者からの質問も受け、双方向で意見交換を行った。

#### (5) 全国各地における被害者支援に対する気運の醸成

2021年、次の12都県で条例が施行された。

・千葉県、岐阜県、群馬県、栃木県、新潟県、山口県、香川県、石川県、徳島県、福井県、宮崎県、鹿児島県。

このうち、千葉県、岐阜県、新潟県、香川県、徳島県の5県で、当団体がシンポジウムを後援にて開催、出張講座の実施、または被害者や関係者へのアドバイス提供をしたことがある。

2022年には次の4県で条例が施行されるとの情報を得ており、いずれも、当団体がシンポジウムを開催、出張講座の実施、または被害者や関係者へのアドバイス提供をしたことがある。

・愛知県、福島県、広島県、長野県。